



平成 23 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名 八 洲 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 落 合 憲
(コード: 3 1 5 3 東証第 2 部)
問 合 せ 先 取 締 役 平 山 和 久
(T E L 03-3507-3349)

新株式発行及び株式売出し並びに 主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 11 月 18 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。また、当該売出しにより、当社の主要株主である筆頭株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部指定の承認をいただいております。詳細につきましては、本日付当社開示資料「東京証券取引所市場第一部指定承認に関するお知らせ」をご参照ください。

記

I. 新株式発行及び株式売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|--------------------------------|---|
| (1) 募 集 株 式 の
種 類 及 び 数 | 普通株式 2,200,000 株 |
| (2) 払 込 金 額 の
決 定 方 法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 23 年 11 月 29 日（火）から平成 23 年 12 月 1 日（木）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び
資 本 準 備 金 の 額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募 集 方 法 | 一般募集とし、大和証券キャピタル・マーケット株式会社、野村証券株式会社及び S M B C 日興証券株式会社（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- 発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払 込 期 日 平成23年12月8日（木）
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 普通株式 300,000株
種 類 及 び 数
- (2) 売 出 人 落合 憲
- (3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。）
なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.をご参照下さい。）

- (1) 売 出 株 式 の 普通株式 375,000株
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式の売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券キャピタル・マーケット株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。）
- (4) 売 出 方 法 大和証券キャピタル・マーケット株式会社が、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、375,000株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出届出目録見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. をご参照下さい。）

- (1) 募集株式の種類及び数 普通株式 375,000株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 大和証券キャピタル・マーケット株式会社
- (5) 申込期日 平成23年12月30日（金）
- (6) 払込期日 平成24年1月4日（水）
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 上記（5）記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、本新株式発行の発行価額（払込金額）の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、375,000株を上限として大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成23年11月18日（金）開催の取締役会において、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社を割当先とする当社普通株式375,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を平成24年1月4日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成23年12月28日（水）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

- | | | |
|----------------------|-------------|----------------|
| (1) 現在の発行済株式総数 | 19,207,500株 | （平成23年9月30日現在） |
| (2) 公募増資による増加株式数 | 2,200,000株 | |
| (3) 公募増資後の発行済株式総数 | 21,407,500株 | |
| (4) 第三者割当増資による増加株式数 | 375,000株 | （注） |
| (5) 第三者割当増資後の発行済株式総数 | 21,782,500株 | （注） |

（注）上記（4）及び（5）は前記<ご参考>1.に記載のとおり変更する可能性があります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限 774,649,500 円について、全額を平成 24 年 9 月末までに統合基幹系業務ソフトの導入資金に充当し、残額が生じた場合は平成 24 年 3 月末までに短期借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

当社は、事業・業容の拡大と共に発注・仕入システム、販売システム、会計システムなどをその都度拡張した経緯があり、社内に複数のシステムが構築されております。統合基幹系業務ソフトの導入により、複数のシステムを一元化することで経理業務の効率化による決算時の開示業務の迅速化、及び仕入数量、販売数量、会計数値等の計数情報の一元的な管理による経営意思決定の迅速化を図る予定であります。

なお、当社の設備計画の内容については、平成 23 年 11 月 18 日現在以下のとおりであり、投資予定額の総額 1,425 百万円から既支払額 609 百万円を控除した 816 百万円が今後の投資必要予定額であります。発行価格等決定日に決定される手取概算額合計上限が 816 百万円を超えた場合、残額については上記の通り短期借入金の返済に充当する予定であります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出 会社	本社 (東京都 港区)	システム・ソリューション事業、電子デバイス・コンポーネント事業、 全社共通	統合基幹系 業務ソフト	1,425	609	増資資金、 自己資金 及び借入金	平成 22 年 4 月	平成 24 年 5 月	—

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 前回調達資金の使途の変更

平成 21 年 6 月 24 日を払込期日とする株式会社東京証券取引所新規上場時の公募増資及び自己株式の処分による資金調達額 140 百万円については、社内インフラ及び IT 統制強化を目的とし、当社電子デバイス・コンポーネント事業における業務効率や生産性の向上を図るための販売管理システムの新規構築に全額を充当する予定でありましたが、販売管理システムの改修時期を見直す必要があった為、基幹システムに 26 百万円、人事システムに 50 百万円、残額を統合基幹系業務ソフトに充当いたしました。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記 3. (1) に記載の使途に充実にすることにより、収益力の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題として位置づけ、配当においては収益性、成長性、企業体質の強化を考慮しつつ、安定的な配当の継続維持を基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社の剰余金の配当は、現在、期末配当の年 1 回を基本的な方針としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。

なお、当社は取締役会の決議によって会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（中間配当）ができる旨を定款で定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、経営体質強化と将来の事業展開投資として投入していくこととしております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
1株当たり連結当期純利益	66.74円	34.09円	30.83円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	13.00円 (—円)	13.00円 (—円)	13.00円 (—円)
実績連結配当性向	19.5%	38.1%	42.2%
自己資本連結当期純利益率	11.6%	5.7%	5.0%
連結純資産配当率	2.3%	2.2%	2.1%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（少数株主持分控除後の連結純資産合計で期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成21年6月24日	新規上場時 有償一般募集 74百万円	1,176百万円	462百万円

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
始 値	—円	550円	349円	327円
高 値	—円	580円	400円	378円
安 値	—円	248円	250円	299円
終 値	—円	339円	335円	338円
株価収益率	—倍	9.94倍	10.87倍	—倍

- (注) 1. 当社株式は、平成21年6月25日をもって株式会社東京証券取引所市場第二部に上場いたしましたので、それ以前の株価及び株価収益率について該当事項はありません。
2. 平成24年3月期の株価については平成23年11月17日現在で表示しています。
3. 株価は株式会社東京証券取引所市場第2部におけるものです。
4. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。また、平成24年3月期については未確定のため表示していません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等（平成20年4月以後に決議又は決定が行われたものに限る）における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である落合憲は、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

II. 主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

平成 23 年 11 月 18 日開催の当社取締役会において決議いたしました前記「I. 新株式発行及び株式売出し 2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の当社普通株式の売出しに伴い、下記のとおり当社の主要株主である筆頭株主の異動が見込まれるものです。

2. 異動する株主の概要

- | | |
|--------|------------|
| (1) 氏名 | 落合 憲 |
| (2) 住所 | 神奈川県横浜市青葉区 |

3. 当該株主の所有株式数（議決権の数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (平成 23 年 9 月 30 日現在)	23,721 個 (2,372,100 株)	12.35%	第 1 位
異動後	20,721 個 (2,072,100 株)	9.68%	第 1 位

※議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 9,500 株
平成 23 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 19,207,500 株
なお、異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 23 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数 191,980 個に、平成 23 年 12 月 8 日（木）を払込期日とする公募による新株式発行により増加する株式数に係る議決権の数 22,000 個を加算して算出した議決権の数 213,980 個を基準に算出しております。

4. 異動予定年月日

前記「I. 新株式発行及び株式売出し 2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の売出しにおける受渡期日

5. 今後の見通し

本異動による業績に与える影響はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。